

令和5年度

固定資産税(償却資産)申告の手引

日頃は、村税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほか、事業の用に供される資産(償却資産)の所有者についても課税されることになっております。

償却資産の申告は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有している償却資産について申告していただくことになります。

つきましては、この手引きをご参照の上、申告書等を作成し、期限までにご提出ください。

※償却資産申告書の提出は、対象資産の全明細をご提出してください。

前年にエルタックス及び各会社の電算システムなどにより毎年、全資産について評価額等を算出し申告されている場合は、その内容が分かる全対象資産の種類別明細書をご提出ください。

○ 提出期限 令和5年1月31日(火)

eLTAX の電子申告をぜひご利用ください。

※事務処理上、出来ましたら1月21日(金)までにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

○ 提出先・お問い合わせ先

〒490-1436
愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地
愛知県海部郡飛島村役場
総務部税務課 償却資産係
TEL 0567-97-3463 (ダイヤルイン)

◎地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)
ヘルプデスク
電話: 0570-081459
ホームページ: <http://www.eltax.jp/>



飛 島 村

《 目 次 》

○電子申告（e L T A X）の利用について（ご案内）

I. 償却資産とは

- 1. 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 2. 資産の種類と具体例・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 3. 家屋と償却資産の区分・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- 4. 国税との主な違い・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2

II. 償却資産の申告について

- 1. 申告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- 2. 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- 3. 提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- 4. 申告されない場合又は虚偽の申告をされた場合・・・・・・・・ P. 3
- 5. 実地調査等について・・・・・・・・ P. 3

III. 計算方法・納税について

- 1. 評価額の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
- 2. 減価率及び減価残存率表・・・・・・・・ P. 4
- 3. 税額の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
- 4. 納税について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5

償却資産申告書の記入例・・・・・・・・ P. 6

種別明細書の記入例・・・・・・・・ P. 7

I. 償却資産とは

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

2. 資産の種類と具体例

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のようなものがあります。

資産の種類		主な償却資産の例示
第1種	構築物	舗装路面、庭園、門・塀、緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
第2種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備 太陽光発電設備等
第3種	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト （分類番号が「0、00から09及び000から009」、「9、90から99及び900から999」の車両）等 ※自動車税・軽自動車税の対象になるものは除きます。
第6種	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

※ 次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ・ 償却済資産（備忘価額1円）や建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産であっても、現に事業の用に供している資産
- ・ 遊休又は未稼働の状態だが、いつでも稼働可能な状態にある資産
- ・ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います。）
「基本的支出とは、固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額である」
- ・ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産
（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例、グリーン投資減税等）

※ 次に掲げるものは課税の対象となりません。

- ① 耐用年数1年未満の資産
- ② 取得価額が10万円未満の資産で税務会計上、一時に損金又は必要な経費に算入されたもの（いわゆる少額償却資産）
- ③ 取得価額が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年で均等償却し、一括して損金又は必要な経費に算入されたもの（いわゆる一括償却資産）
- ④ 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの

※②、③の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。

3. 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

《家屋と設備等の所有者が同じ場合》

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

《家屋と設備等の所有者が異なる場合》

賃借人（テナント）等が取り付けられた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等の方が償却資産として申告してください。

4. 国税との主な違い

固定資産税（償却資産）は、国税の取り扱いとは減価率等において相当異なる部分があります。

項 目	固定資産税の取扱い （償却資産）	国税の取扱い （所得税・法人税）
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法（旧定額法）を適用 （固定資産評価基準別表第 15 に定められた減価率を用いる） ※国税の「旧定率法」で用いる減価率と同率、	定率法・定額法の選択制 【定率法を選択した場合】 ・ 平成 24 年 4 月 1 日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・ 平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得された資産は「旧定率法（250%定率法）」を適用 ・ 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められない	認められる
特別償却・割増償却の制度 （租税特別措置法）	認められない	認められる
増加償却の制度 （所得税、法人税）	認められる	認められる
評価額の最低限度	取得価格の 100 分の 5	備忘価額（1 円）
改 良 費 （資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価） 一部合算も可
少額の減価償却資産 （使用可能期間が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満）	損金算入したものは課税対象とならない（本来の対応年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	損金算入が可能 （法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条）
一括償却資産 （取得価額が 20 万円未満の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象とならない（本来の対応年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	3 年間で損金算入が可能 （法人税法施行令第 133 条の 2 又は所得税法施行令第 139 条）
中小企業者の方が租税特別措置法を適用して取得された 30 万円未満の減価償却資産	課税対象になります	損金算入が可能 （租税特別措置法第 28 条の 2 又は同法第 67 条の 5）

Ⅱ. 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートの貸し付け、太陽光発電などの事業を行っている方で、毎年1月1日現在に飛島村内に事業用の償却資産を所有している方です。

2. 提出書類

《必ず提出する書類》

○償却資産申告書（提出用）

○種類別明細書（提出用）（増加資産・全資産用）

※ エルタックス及び各会社の電算システムなどにより毎年、全資産について評価額等を算出し申告されている場合は、その内容が分かる全対象資産の種類別明細書をご提出ください。

☆課税標準の特例等が適用される資産がある場合

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産

○固定資産非課税適用申告書

非課税に該当する資産を所有している方は、非課税内容に係る資料を添付して提出してください。

○固定資産税（償却資産）特例適用申告書

特例内容に係る資料（許認可（写）等）を添付して提出してください。

※特例適用申告書は飛島村役場HPよりダウンロードできます。

3. 提出期限

e L T A Xの電子申告による提出にご協力ください。

令和5年1月31日（火） 消印有効

※ なお、申告書を郵送される方で控えの返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

4. 申告されない場合又は虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金などを科せられることがあります。

5. 実地調査等について

国税資料（所得税又は法人税に関する書類）の閲覧等（地方税法第354条の2）が可能になりました。これにより、申告された内容について地方税法第408条の規定に基づいて調査等を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。また、調査の結果によってはその年度だけでなく、過去に遡って課税することがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

Ⅲ. 計 算 方 法 ・ 納 税 に つ い て

1. 評価額の計算方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（１月１日）現在の評価額を算出します。

「評価額」の計算方法・・・固定資産評価基準による。

【前年中に取得した資産】

$$\text{評 価 額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率}(r) / 2)$$

【前年前に取得した資産】

$$\text{評 価 額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率}(r))$$

- ・ １月１日取得の資産については、前年中に取得した資産として扱います。
- ・ 算出した評価額が取得価額の５％を下回る場合は、取得価額の５％の額が評価額となります。

2. 減価率及び減価残存率表（旧定率法の償却率）

『固定資産評価基準』別表第１５「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得の もの (1-r/2)	前年前 取得の もの (1-r)			前年中 取得の もの (1-r/2)	前年前 取得の もの (1-r)			前年中 取得の もの (1-r/2)	前年前 取得の もの (1-r)
－				16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	55	0.041	0.979	0.959
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	60	0.038	0.981	0.962
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	65	0.035	0.982	0.965

3. 税額の計算方法

税 額 (100円未満切捨て)	＝	税 率 (1.4%)	×	課税標準額 (1,000円未満切捨て)
--------------------	---	---------------	---	------------------------

○課税標準額・・・賦課期日現在の全資産の価格（評価額）の合計額をいいます。

ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、この合計額から軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

○免税点・・・課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

【評価額の計算例】

取得価額：1,000,000円、取得時期：令和3年4月、耐用年数3年

（耐用年数3年、前年中取得のものの減価残存率：0.732）

（耐用年数3年、前年前取得のものの減価残存率：0.464）

	取得価額		減価残存率		評価額
令和5年度	1,000,000	×	0.732	=	732,000円
令和6年度	732,000	×	0.464	=	339,648円
令和7年度	339,648	×	0.464	=	157,596円
令和8年度	157,596	×	0.464	=	73,124円
令和9年度	73,124	×	0.464	=	33,929円 < <u>50,000円</u>

※この例の資産の評価額は、令和9年度で取得価額の5%（50,000円）より小さくなります。

よって、令和9年度以降は50,000円で評価されます。

4. 納税について

毎年1月1日現在の所有者を納税義務者とし、納税通知書を送付します。

年税額は通常4回の納期（4月、7月、12月、翌年の2月）に分けて納めていただくことになります。最初の納期に全期分を納めていただくと、年税額から前納報奨金を差し引いて納めることができます。納付につきましては、役場会計室、村が指定する金融機関、口座振替制度をご利用ください。

【指定金融機関】

三菱UFJ銀行、愛知銀行、中京銀行、名古屋銀行、百五銀行、三十三銀行、桑名三重信用金庫、いちい信用金庫、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

（なお、口座振替依頼書は、金融機関にご提出ください。）

○納付方法の拡大について

令和5年4月から以下の方法でも納付が可能になります。

① eLTAX(地方税共通納税システム)を利用したインターネットバンキング等

② 地方税統一QRコードを利用したスマートフォン決済アプリ、クレジットカード等

対象税目：固定資産税、軽自動車種別割、個人住民税(普通徴収)、国民健康保険税

※スマートフォン決済アプリ、クレジット納付は地方税統一QRコード付き納付書に限る

法人住民税、個人住民税（特別徴収）は①のみ